

堺市告示第407号

令和5年11月10日付け堺市告示第397号により告示した「令和6・7・8年度における建設工事等に係る入札参加資格等について」について、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）の改正に伴い、令和7年10月31日から次のとおり変更する。

令和7年10月29日

堺市長 永藤英機

変更箇所	変更内容	
3 入札参加資格審査を受けるための申請 (2) 申請方法	変更前	インターネットを利用して「電子登録システム関係」のページから電子登録システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力・送信した後、速やかに次の(3)に定める書類を次の(4)に提出しなければならない。
	変更後	インターネットを利用して「電子登録システム関係」のページから電子登録システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力・送信するとともに、次の(3)に掲げる書類を、電子ファイルの添付又は次の(4)に掲げる提出場所への郵送により提出すること。
3 入札参加資格審査を受けるための申請 (3) 提出書類	変更前	必要に応じて、次の書類を提出しなければならない。 ア 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)、登記簿謄本又は誓約書
	変更後	ア 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)、登記簿謄本又は誓約書
3 入札参加資格審査を受けるための申請 (3) 提出書類	変更前	ク 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入を確認できる書面
	変更後	ク 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入を確認できる書類